平成２７年9月号 （第 374 号）	# 保 健 だ よ り	＜発　行＞ 那覇市こどもみらい課 TEL　098-861-6903

＜チャイルドシートで守ろう！こどもの命＞

平成２６年４月、警察とＪＡＦによる調査によりますと、チャイルドシートの使用率は全国平均が６１．９％に対して、沖縄県内の使用率は**４３．４％と全国最下位**という結果でした。

チャイルドシート使用有無別致死率（H26 年中、警察庁）

チャイルドシート不使用の場合の致死率は、使用（適正使用）の場合の致死率に比べ**１６倍**高くなります！チャイルドシートの適正使用が交通事故の被害軽減につながっていることがわかります。また、チャイルドシートを使用していても間違った使い方では効果は発揮しません。取扱説明書をよく読み、装着しましょう。

10kg の子どもが、衝突時には 300kg にもなる！

しっかり抱っこしていれば大丈夫？⇒**NG!!**

★時速 40km で走っているときに衝突した場合、体重 10kg の子どもは 300kg 相当となるため、抱っこで子どもを支えることはできません。車外に飛び出したり、ダッシュボード等に激しくぶつかったりする恐れがあります。特に抱っこした状態で運転をすると、ハンドルとの間で押しつぶされてしまい、大変危険です。

「早く保育園に連れていかなきゃならないのに、どうしてチャイルドシートに座るのを嫌がるんだろう。もういいや。今日は、助手席に乗せてしまおう」そう思った保護者は、「チャイルドシートに座らせなかったけど、事故は起きなかった」という「偽りの安心感」を感じます。そして次の日も、「座らせなくても大丈夫」と思う。そうやって、毎日、チャイルドシートに座らせることなく、「偽りの安心感」を育てていってしまうのです。

でも、すでにおわかりの通り、「チャイルドシートをしているかどうか」は、衝突事故が起こるかどうかとは無関係なのです。チャイルドシートは「万が一」事故が起きたときのために使用するものですから。「チャイルドシートに座らせなくても事故は起きない」というのは、誤った考え方（認知）です。

この「偽りの安心感」という人間心理の問題を保護者である大人がきちんと意識して、事故予防を考える必要があります。

（掛札逸美著「乳幼児の事故予防」より）

A　チャイルドシートの使用の義務づけは、６ 歳未満の幼児を対象にしています。安全のため発育に応じたチャイルドシートを正しく使用しましょう。

また車両の大人用のシートベルトは身長約 140cm 以上の体型に対して有効な働きをするため、年齢が６ 歳を超えても、まだ身体の小さな子供にはチャイルドシートやジュニアシートを使うようにしましょう。シートベルトをせずにそのまま着座するのはもちろん、大人用のシートベルトを身体の小さな子供に使うことは、ベルトが首にかかるなど、とても危険な状態になるので絶対にやめましょう。

●●補足●●

６歳未満でも身体が大きくてシートベルトを安全に使用できる場合にもチャイルドシートは必要ですか？

⇒「適切に座席ベルトを装着させるに足りる座高を有する幼児」はチャイルドシート使用の義務を免除されますが、この場合はシートベルトを使用してください。　（道路交通法　－第 71 条の３第２項－）

＊先月号から保健だよりは片面印刷になりました。乳幼児健診の日程については、那覇市のホームページでご確認ください。